

# 独立役員届出書

## 1. 基本情報

会社名	日本精工株式会社			コード	6471		
提出日	2025/5/30		異動（予定）日	2025/6/25			
独立役員届出書の提出理由	定時株主総会において社外取締役の選任議案が付議されるため。						
<input checked="" type="checkbox"/> 独立役員の資格を充たす者を全て独立役員に指定している（※1）							

## 2. 独立役員・社外役員の独立性に関する事項

番号	氏名	社外取締役／社外監査役	独立役員	役員の属性（※2・3）												異動内容	本人の同意
				a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	該当なし	
1	津田 純嗣	社外取締役	○										△				有
2	泉本 小夜子	社外取締役	○												○		有
3	藤塚 主夫	社外取締役	○										△				有
4	林 信秀	社外取締役	○										△				有
5	鹿島 章	社外取締役	○										△			新任	有

## 3. 独立役員の属性・選任理由の説明

番号	該当状況についての説明（※4）	選任の理由（※5）
1	津田純嗣氏は、2022年6月以降、株安川電機の業務執行に従事しています。当社と同社は相互に取引がありますが、その取引額は共に両社の売上高の0.1%未満であり、いずれについても特別な利害関係はありません。	津田純嗣氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しており、取締役会において積極的にご発言いただいている。また、指名委員会委員長として、取締役の選任議案やCEO後継者計画等の議論・審議を通じ、主導的な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、津田氏を社外取締役候補者としました。 なお、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしている事から、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考え、独立役員に指定しています。
2	泉本小夜子氏は、2016年8月以降、有限責任監査法人トーマツの運営に従事していません。当社と同監査法人の間に取引はなく、特別な利害関係はありません。	泉本小夜子氏には、公認会計士としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しております。取締役会において積極的にご発言いただいている。また、監査委員会委員長として、監査体制の充実とその運用について、委員会での討議・審議を通じ、主導的な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、泉本氏を社外取締役候補者としました。 なお、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしている事から、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考え、独立役員に指定しています。
3	藤塚主夫氏は、2019年4月以降、株小松製作所の業務執行に従事していません。当社と同社は相互に取引がありますが、その取引額は当社の売上高の0.3%未満、同社の売上高の0.1%未満であり、いずれについても特別な利害関係はありません。	藤塚主夫氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しており、取締役会において積極的にご発言いただいている。また、指名委員会委員長として、取締役の選任議案やCEO後継者計画等の議論・審議を通じ、適切な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、藤塚氏を社外取締役候補者としました。 なお、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしている事から、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考え、独立役員に指定しています。
4	林信秀氏は、2019年4月以降、㈱みずほ銀行の業務執行に従事していません。当社は同行との間で資金借入の取引がありますが、同行は複数ある借入先のひとつであり特に依存している状況になく、特別な利害関係はありません。	林信秀氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待しており、取締役会において積極的にご発言いただいている。また、報酬委員会委員長として、役員報酬方針及び報酬決定等の議論・審議を通じ、主導的な役割を果たされています。引き続き、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、林氏を社外取締役候補者としました。 なお、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしている事から、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考え、独立役員に指定しています。
5	鹿島章氏は、2020年7月以降、PwCコンサルティング合同会社の業務執行に従事していません。また、2024年7月以降、PwC Japan有限責任監査法人の業務執行に従事していません。当社はPwCコンサルティング合同会社と取引がありますが、その取引額は同社の売上高の0.2%未満であり特別な利害関係はありません。	鹿島章氏には、企業経営者としての豊富な経験、高い倫理観と幅広い見識を活かし、独立・公正な立場から経営の監督及び経営全般への助言を期待し、当社のコーポレートガバナンスの向上・強化、企業価値の向上に寄与していただけるものと考え、鹿島氏を社外取締役候補者としました。 なお、当社が定める社外取締役の独立性に関する基準を満たしている事から、一般株主と利益相反の生じる恐れはないと考え、独立役員に指定しています。

## 4. 補足説明

### ＜社外取締役の独立性に関する基準＞

当社の社外取締役候補者は、会社として独立性を有すると判断した者とし、下記の項目に該当しない者としています。

- (1) 当社の前年度連結売上高の2%以上を占める会社（連結ベース）に所属する者、又は最近まで所属した者
- (2) 取引先の前年度連結売上高の2%以上を占める会社並びに連結会社が占める会社に所属する者、又は最近まで所属した者
- (3) 当社の資金調達において必要不可欠であり、代替性が無い程度に依存している金融機関に所属する者、又は最近まで所属した者
- (4) 当社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家あるいは法律専門家である者、又は最近まであった者
- (5) 当社の前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
- (6) 当社が前年度期末の発行済み株式総数10%以上を保有する企業・団体に所属する者、又は最近まで所属した者
- (7) 上記の(1)から(6)のいずれかに掲げる者（重要な親族あるいは同居の家族（「重要」な者とは、各会社・取引先の役員・上級役職者、各監査法人に所属する公認会計士、各法律事務所に所属する弁護士を想定）
- (8) 当社又はその子会社の業務執行者等である者、又は最近まであった者の2親等内の親族あるいは同居の家族上記の「最近」とは、当社の取締役改選時より遡って3年未満の期間を指します。

なお、基本基準は、(株)東京証券取引所の定める独立性基準を満たしています。

※この内容は当社ウェブサイトでもご覧いただけます。  
(<https://www.nsk.com/jp-ja/company/about-us/corporate-governance/#cg03>)

※1 社外役員のうち、独立役員の資格を充たす者の全員について、独立役員として届け出ている場合には、チェックボックスをチェックしてください。

※2 役員の属性についてのチェック項目

- a. 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b. 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与（社外監査役の場合）
- c. 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d. 上場会社の親会社の監査役（社外監査役の場合）
- e. 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f. 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g. 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- h. 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i. 上場会社の主要株主（当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者）
- j. 上場会社の取引先（f. g及びhのいずれにも該当しないもの）の業務執行者（本人のみ）
- k. 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者（本人のみ）
- l. 上場会社が寄附を行っている先の業務執行者（本人のみ）

以上のa～lの各項目の表記は、取引所の規則に規定する項目の文言を省略して記載しているものであります。

※3 本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「○」、「過去」に該当している場合は「△」を表示してください。

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「●」、「過去」に該当している場合は「▲」を表示してください。

※4 a～lのいずれかに該当している場合には、その旨（概要）を記載してください。

※5 独立役員の選任理由を記載してください。